

平成 2 5 年度

登米市水道事業会計補正予算書

(第 3 号)

並びに予算に関する説明書

〔 2 月 1 4 日提出〕

宮城県 登米市

議案第8号

平成25年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度登米市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（1）給水件数	29,800件	200件	30,000件
（2）年間総配水量	9,985,290 m ³	△53,290 m ³	9,932,000 m ³
（3）年間総有収水量	8,313,700 m ³	△145,700 m ³	8,168,000 m ³
（4）主な建設改良事業			
イ 浄水施設整備事業	164,325千円	△40,000千円	124,325千円
ウ 配給水施設整備事業	896,491千円	△63,000千円	833,491千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第8款	水道事業収益	2,327,163千円	△19,939千円	2,307,224千円
第1項	営業収益	2,274,380千円	△21,000千円	2,253,380千円
第2項	営業外収益	51,120千円	△140千円	50,980千円
第3項	特別利益	1,663千円	1,201千円	2,864千円

		支 出		
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第9款	水道事業費用	2,167,460千円	7,057千円	2,174,517千円
第1項	営業費用	1,813,971千円	3,945千円	1,817,916千円
第2項	営業外費用	329,420千円	3,112千円	332,532千円
第3項	特別損失	4,069千円	0千円	4,069千円
第4項	予備費	20,000千円	0千円	20,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額939,904千円は、過年度損益勘定留保資金891,665千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,239千円で補てんするものとする。）

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 10 款	資 本 的 収 入	742,905 千円	24,048 千円	766,953 千円
第 1 項	企 業 債	393,600 千円	△11,000 千円	382,600 千円
第 2 項	負担金及び補償金	115,903 千円	21,000 千円	136,903 千円
第 3 項	補 助 金	82,751 千円	2,150 千円	84,901 千円
第 4 項	出 資 金	143,669 千円	△314 千円	143,355 千円
第 5 項	加 入 金	6,982 千円	12,212 千円	19,194 千円

		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 11 款	資 本 的 支 出	1,809,857 千円	△103,000 千円	1,706,857 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,190,756 千円	△103,000 千円	1,087,756 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	619,101 千円	0 千円	619,101 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期限及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
無線機・電話機保守点検業務委託	平成 26 年度～ 平成 28 年度	18,300 千円
緊急用資材管理業務委託	平成 26 年度～ 平成 28 年度	1,000 千円
緊急工事施工業務及び精算事務委託	平成 26 年度	8,100 千円
水質検査業務委託	平成 26 年度～ 平成 28 年度	27,120 千円
水質検査機器保守点検業務委託	平成 26 年度～ 平成 28 年度	8,060 千円
水質検査データ処理統計システムリース	平成 26 年度～ 平成 30 年度	2,320 千円
合 計		64,900 千円

(企業債)

第 6 条 予算第 6 条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
ア 浄水施設整備事業	千円 76,000	証書 借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直	借入先の 融資条件 による。	千円 65,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
イ 配水管整備事業	183,000				183,000			

ウ 緊急時用 連絡管整備事 業	30,000	し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついては、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	ただし、 企業財政 その他の 都合によ り繰上償 還又は低 利に借り 換えるこ とができ る。	30,000		
エ 緊急遮断 弁整備事業	10,000			10,000		
オ ダクタイ ル铸铁管更新 事業	25,000			25,000		
カ 取水施設 整備事業	58,700			58,700		
キ 配水プロ ック化事業	10,900			10,900		
合 計	393,600			382,600		

平成26年2月14日 提出

登米市長 布施 孝尚